

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携強化

子ども・子育てに関する施策は多岐にわたっており、庁内の関係各課が主体的に子ども・子育てに関する取組みを推進していくことが重要です。こども政策課を中心として連絡や調整を綿密に実施し、全庁的な取組みを進めます。

(2) 多様な主体との連携による推進

子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけでなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、企業、その他関係機関、団体等との連携・協働により取組みを進めます。

(3) 情報提供・周知

市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知を図り、地域社会全体での子育て支援の気運醸成を図ります。また、本計画の進捗状況や評価についても広報やホームページ等を通じて公開します。

(4) 広域的な連携

幼稚園・保育園・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取組み、児童虐待^{*}防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等と連携・調整を図り、より充実した取組みを進めます。

2 計画の進捗状況の把握

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画を着実に実行していくには、各施策・事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

また、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから、「小牧市子ども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。